

## 個人情報保護に関する基本方針

公益財団法人海洋化学研究所は、海洋化学に関する研究、助成及び奨励をなし、その発達を図ることを目的とする法人です。本財団の取得する個人情報はこの目的に沿って使用するもので、個人情報の保護に関する法律等の法令を尊重、遵守し、個人情報を適切かつ安全に取扱うとともに個人情報の保護に努めます。

### 1 個人情報の取得

本財団は、個人情報の利用目的を明らかにし、本人の意思で提供された情報を取扱います。

### 2 利用目的及び保護

本財団が取扱う個人情報は、その利用目的の範囲内でのみ利用します。

また、利用目的を遂行するために業務委託をする場合並びに法令等の定めに基づく場合や、人の生命、身体又は財産の保護のために必要とする場合をのぞいて、個人情報を第三者へ提供することは致しません。

### 3 管理体制

(1) 全ての個人情報は、不正アクセス、盗難、持出し等による、紛失、破壊、改ざん及び漏えい等が発生しないように適正に管理し、必要な予防・是正措置を講じます。

(2) 個人情報をもとに、利用目的内の業務を外部に委託する場合は、その業者と個人情報取扱契約書を締結するとともに、適正な管理が行われるよう管理・監督します。

(3) 個人情報の本人による開示・訂正、利用停止等の取扱いに関する問合せは、随時受付け、適切に対応します。

また、個人情報の取扱いに関する苦情を受付ける窓口を設け、苦情を受付けた場合には、適切かつ速やかに対応します。

### 4 法令遵守のための取組みの維持と継続

(1) 本財団は、個人情報の保護に関する法律等の法令に則った業務運営に努めて参ります。

(2) 本財団が保有する個人情報を保護するための方針や体制等については、本財団の事業内容の変化及び事業を取巻く法令、社会環境の変化等に応じて、継続的に見直し、改善します。

以上

附則

平成 30 年 4 月 28 日制定

※お問い合わせ先：個人情報管理責任者である本財団代表理事

# 個人情報等管理規程

## (目的)

**第1条** 本規程は、公益財団法人海洋化学研究所（以下、「本財団」という。）が定める「個人情報保護に関する基本方針」に従い、個人情報の適正な取扱いに関して本財団の役職員が遵守すべき事項を定め、これを実施運用することにより個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

## (定義)

**第2条** 本規程等において使用する用語については、個人情報の保護に関する法律等の法令に従う。

## (適用範囲)

**第3条** 本規程は、すべての役職員等に適用する。また、退職後においても在任又は  
在籍中に取得・アクセスした個人情報については、本規程に従うものとする。

- 2 選考委員会の委員等本財団の事業について委嘱又は依頼を受けた者が、本財団の業務に従事する場合には、当該従事者は、本規程を遵守しなければならない。
- 3 前項の従事者を管理する立場にある者は、当該従事者に対し、本規程の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

## (個人情報管理責任者)

**第4条** 本財団においては、代表理事を個人情報管理責任者とする。

- 2 個人情報管理責任者は、必要に応じて、本財団で取扱う個人情報について、本規程に定める諸事項を実施・徹底する。
- 3 個人情報管理責任者は、本規程等の適正な実施及び運用を図り、個人情報が外部に漏洩したり、不正に使用されたり、あるいは改竄されたりすること等がないように管理する責を負う。

## (個人情報の取得)

**第5条** 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。また、要配慮個人情報（本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴等）については、法令の定める場合を除き、事前に本人の同意を得ないで取得しない。

- 2 個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

(利用目的及び個人情報の利用)

**第6条** 個人情報を取扱うに当たっては、事前にその利用目的を明確に定めるものとし、当該利用目的は、本財団の公益目的事業及び法人管理において必要な範囲に限られる。なお、特定個人情報（マイナンバー）に関しては、法令の定める範囲内においてのみ利用する。

(個人情報の提供)

**第7条** 法令で定める場合を除き、個人情報は第三者に提供してはならない。

2 前項の定めにかかわらず、本財団の業務を遂行するために当該業務等の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、本人が事前承諾した利用目的の範囲内において個人情報を当該業務委託先に対して提供できるものとする。

3 前項の業務委託を行う場合は、事前に個人情報管理責任者による承諾を得なければならない。

4 本条第2項の定めに従い、個人情報を取扱う業務を第三者に委託した場合には、本財団が当該業務委託先に課した個人情報の適切な管理義務が、確実に遵守されるよう適時、確認・指導するものとする。

(個人情報の正確性確保)

**第8条** 個人情報は、利用目的達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう管理運営しなければならない。

(安全管理)

**第9条** 個人情報管理責任者は、個人情報の安全管理のため、個人情報の不正アクセス、漏洩、滅失又は毀損防止に努めるものとする。

2 個人情報管理責任者は、必要に応じて個人情報の安全管理のため、必要かつ適正な措置を定めるものとし、当該個人情報を取扱う役職員等に遵守させなければならない。

(役職員等の監督)

**第10条** 個人情報管理責任者は、個人情報等の安全管理が図られるよう、個人情報等を扱う役職員等に対して必要かつ適切な指導・監督を定期的に行わなければならない。

(個人情報等の消去・廃棄)

**第11条** 保有する必要がなくなった個人情報等については、直ちに当該個人情報を消去・破棄しなければならない。

(通報及び調査義務等)

**第 12 条** 役職員等は、個人情報外部に漏洩していることを知った場合又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、個人情報外部への漏洩について役職員等から通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

(報告及び対策)

**第 13 条** 個人情報管理責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報外部に漏洩していることを確認した場合には、直ちに次の各号に掲げる事項を関係機関に報告しなければならない。

- (1) 漏洩した情報の範囲
- (2) 漏洩先
- (3) 漏洩した日時
- (4) その他調査で判明した事実

2 個人情報管理責任者は、関係機関とも相談のうえ、当該漏洩についての具体的対応及び対策を講じるとともに、再発防止策を策定しなければならない。

(自己情報に関する権利)

**第 14 条** 本人から自己の情報について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。また、開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正又は削除を行った場合は、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。

(個人情報の利用又は提供の拒否権)

**第 15 条** 本財団が既に保有している個人情報について、本人からの自己の情報についての利用又は第三者への提供を拒まれた場合は、これに応じるものとする。ただし、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 法令の規定による場合
- (2) 本人又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

(苦情の処理)

**第 16 条** 本財団の個人情報の取り扱いに関する苦情の窓口業務は、個人情報管理責

任者が担当する。

(改 廃)

**第 17 条** 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

**附 則**

本規程は、平成 30 年 4 月 28 日から施行する。